

令和7年度空家除却費補助金

老朽化した空家の解体に必要な費用の一部を補助金として交付します。市が現地の調査を行ったうえで決定しますので、外観写真を持参の上、ご相談ください

●補助対象

周辺の生活環境に悪影響をおよぼすと認められる、次のすべてに該当する空家

- ・個人が所有し、1年以上使用されていないこと
- ・床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたこと
- ・同一敷地内において居住の実態が無いこと
- ・老朽度が市の基準以上であること
- ・抵当権等の設定がある場合、権利者の同意を得られていること
- ・相続登記未了の場合、相続人全員の同意を得られていること
- ・共有の場合、すべての共有者から同意が得られていること
- ・過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと

●補助金額 最大50万円（解体工事費の2分の1）

●補助対象者 本市の市税の滞納がない個人で、対象空家の所有者またはその相続人

●募集戸数 3戸程度

●相談期間 令和7年5月19日（月）～6月18日（水）

●対象外工事

- ×交付決定前に着手した工事
- ×他の補助金の交付を受けようとする工事
- ×空家の一部を除却する工事
- ×空家の建替えを目的とした工事

※事前調査が必要になります。（相談後、対象となる場合に申請となります。）

※先着順ではありません。調査により緊急度の高い順に補助を決定します。

※2月末までに工事完了報告をする必要があります。

※空家を除却することにより、土地の固定資産税が高くなる場合があります。

※手続きの流れは裏面をご覧ください。

【問い合わせ先：二本松市役所 建築住宅課 住宅係 Tel0243-55-5133】